第1条第二項第1号ロ㈢中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ロ㈣中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第三条　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に改め、同号ハ中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第十一号」に「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

第四条　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二の備考の二の116」を「別表第二の備考の二の115」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十五年十一月十三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条　交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第3章第1節1(8)中「しましょう。」の次に「また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。」を加え、同節1(9)中「しましょう。」の次に「夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。」を加え、同節1に次のように加える。

(10)　自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

第3章第2節1(3)中「路側帯」を「道路の中央から左の部分に設けられた路側帯」に改める。

第3章第2節4(6)中「なりません。」の次に「また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。」を加える。

第8章第1節3中「服装をしましょう」を「服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう」に改める。

（交通安全教育指針の一部改正）

第二条　交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第2章第1節2中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　自転車に乗車する場合の心得

ア　目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにする。

イ　内容

自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用し、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、幼児用座席ではみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

第2章第1節4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　幼児が安全に自転車に乗車するために必要な事項

自転車は駐停車時でも転倒の危険があるので、自転車に乗り降りする場合は、平坦な場所においてスタンドを使用するなど、保護者が十分な注意を払い、周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自転車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させるようにすること及び幼児が幼児用座席でみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

第2章第2節2(4)イ(イ)中「及び目立つ色の服装をすること」を「、目立つ色の服装をすること及び反射材用品等を着用すること」に改め、同節2(4)イ(オ)b中「路側帯」を「道路の中央から左の部分に設けられた路側帯」に改める。

第2章第5節2(2)イ(ア)b(a)中「適した服装」の次に「、プロテクター」を加える。

第2章第5節4(2)イに次のように加える。

(エ)　正しい駐車方法

(オ)　交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性

附　則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。

○総務省告示第四百二十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十九条第二項の規定に基づき、認定電気通信事業者から水底線路の保護区域の指定を要しなくなった旨の届出があったので、次に掲げる水底線路の保護区域の指定を解除する。

平成二十五年十一月十三日

総務大臣　新藤　義孝

昭和三十五年郵政省告示第二十九号（水底線路の保護区域を指定する件）の第1号

○法務省告示第四百二十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年十一月三十日から効力を生ずる。

平成二十五年十一月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

京都府綴喜郡井手町長

○農林水産省告示第二千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県益田市津田町七九九（次の図に示す部分に限る。）、八〇一、八〇二の八、一五六八の一から一五六八の四まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙字野平二五二六の一、二五二六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野平二五二六の一・二五二六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）